



海上保安航空基地長公示第4-1号

港則法第39条第1項及び第45条の規定により、常滑港において、次のとおり航泊を禁止するので、第39条第2項の規定により、公示する。

令和4年7月5日

中部空港海上保安航空基地長

常滑港における航泊の禁止について



7月17日常滑港において、「常滑夏祭り（天王祭り）余興花火」が行われるため、下記により一般船舶の航泊を禁止（当該行事に従事する船舶及び中部空港海上保安航空基地長が許可した船舶を除く。）する。

ただし、当該行事が実施されている場合に限る。

記

1 期 間

令和4年7月17日（日）午後7時00分から午後9時00分までの間

令和4年7月18日（月）午後7時00分から午後9時00分までの間

（予備日）

2 区 域

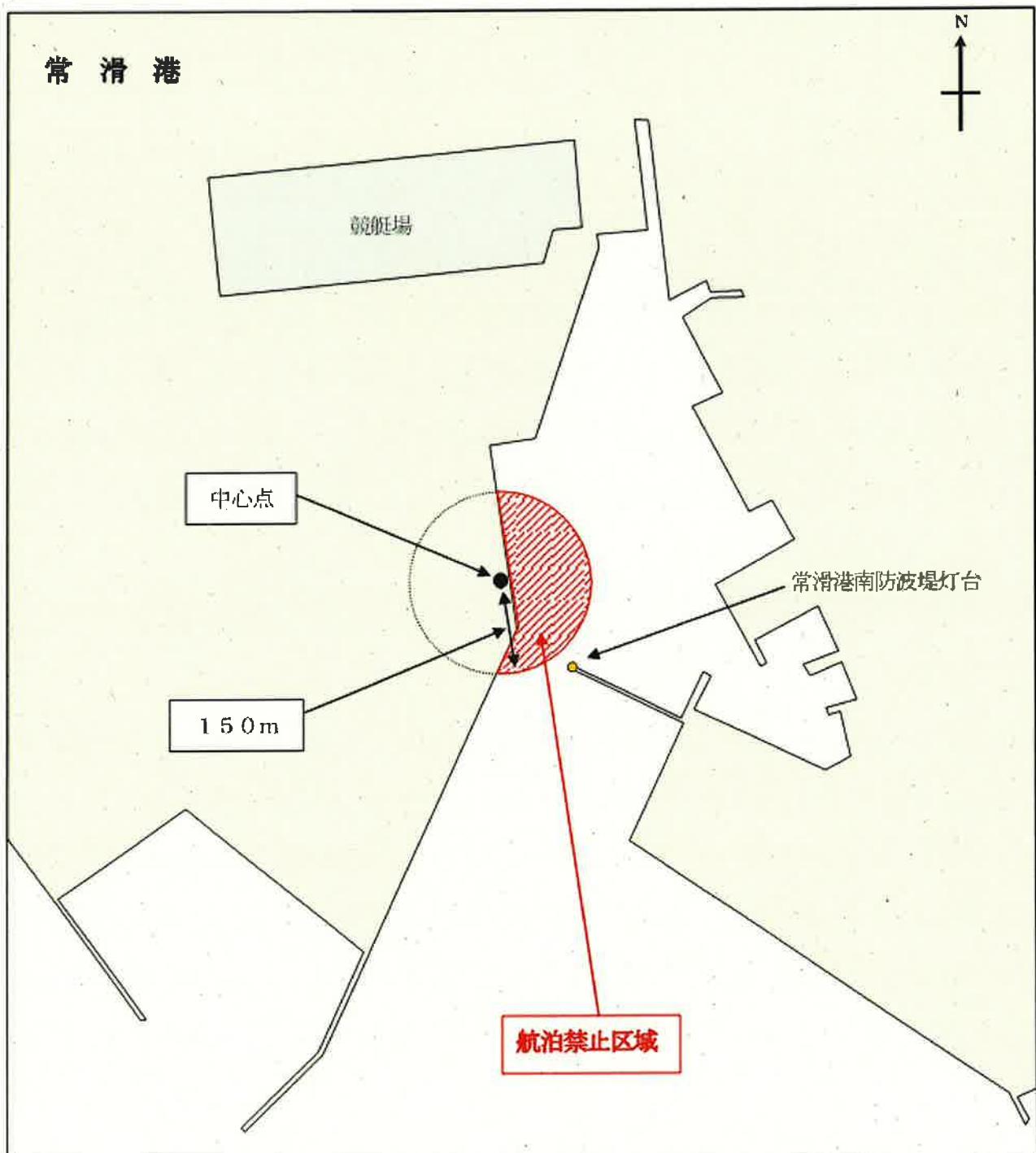
常滑港南防波堤灯台から真方位323度約180メートルの地点を中心とする半径150メートル円内の海面

3 備 考

（1）航泊禁止区域付近には、警戒船が配備されている。

（2）予備日は、令和4年7月17日（日）に悪天候その他の理由により花火大会が行われなかった場合に順延して当該行事が行われる日である。

航泊禁止区域図



中心点=常滑港南防波堤灯台から真方位323度約180メートルの地点

北緯: 34度52.79分

東経: 136度50.11分